

令和7年度  
杉谷埋立地ダイオキシン類検査業務委託  
仕 様 書

久留米市環境部

## 令和7年度杉谷埋立地ダイオキシン類検査業務委託

### 1 業務概要

本業務は、杉谷埋立地の浸出水(原水・圧送水)、及びモニタリング井戸水、並びに一ノ瀬親水公園の井戸水のダイオキシン類の測定を行うものである。

### 2 履行場所

久留米市高良内町地内(別添の地図参照)

〔 久留米市高良内町1789-1 杉谷埋立地(浸出水(原水・圧送水)、モニタリング井戸)  
久留米市高良内町1439-17 一ノ瀬親水公園(親水公園井戸) 〕

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

### 4 業務遂行上の遵守事項

- ・業務の遂行に当たっては、その精度を高めるため最大限の努力を払い、業務の目的を十分に達成する成果品を提出しなければならない。
- ・業務遂行上において、安全確保のために考えられる保護具等を装備、着用する。
- ・業務に関して知ることのできた秘密(個人情報を含む。)を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。
- ・本仕様書に明示されない事項又は疑義が生じた場合は、協議の上決定する。

### 5 検査の目的、検査項目

別紙、「ダイオキシン類検査要領書」のとおりとする。

### 6 検査頻度と試料採取日

- ・浸出水(原水・圧送水)・・・2回/年(1回あたり2箇所採水、計4検体)
- ・モニタリング井戸・・・・・・1回/年(1回あたり4箇所採水、計4検体)
- ・親水公園井戸・・・・・・1回/年(1回あたり1箇所採水、計1検体)

実施月・日は市より指定する。ただし、天候不良等により順延措置が生じる場合には、市と委託業者間で協議の上、決定する。

### 7 業務完了報告

本業務における全ての検査業務が完了したときは、直ちに受注者に対して業務完了届を提出しなければならない。

### 8 委託料の支払い

前条の業務完了届により、本業務が適正に履行されたと認められたときは、業務委託料に関する請求書を提出することができる。

### 9 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ・暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ・暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- ・排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

#### 10. その他

請負者は、本業務の履行にあたり、障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守するとともに、久留米市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

## ○ダイオキシン類検査要領書

### 1 検査の目的

| 項目          | 目的                                                                   |
|-------------|----------------------------------------------------------------------|
| 浸出水(原水・圧送水) | 公共下水道排除基準の遵守、及び一般廃棄物最終処分場の環境モニタリングを確認するもの。                           |
| モニタリング井戸    | ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年1月14日施行）に基づき、検査を行うもの。 |
| 親水公園        | 杉谷埋立地の下流に位置する親水公園の井戸の水質検査を実施することにより、周辺環境への影響を確認するもの。                 |

### 2 採取場所及び数量

| 項目          | 採取場所※                                 | 箇所数 | 頻度   | 検体数 |
|-------------|---------------------------------------|-----|------|-----|
| 浸出水(原水・圧送水) | 原水：沈砂槽<br>圧送水：放流監視槽<br>(杉谷埋立地敷地内)     | 2箇所 | 2回／年 | 4検体 |
| モニタリング井戸    | モニタリング井戸<br>No. 1～No. 4<br>(杉谷埋立地敷地内) | 4箇所 | 1回／年 | 4検体 |
| 親水公園        | 一ノ瀬親水公園<br>(久留米市高良内町<br>1439-17)      | 1箇所 | 1回／年 | 1検体 |

※採取場所の詳細な位置については、別紙採取位置図参照。

### 3 分析項目及び分析方法

#### ① 採水時測定項目

採水時刻、天候、気温、水温、透視度、色相、臭気、油膜の有無

#### ② ダイオキシン類

| 項目      | 分析方法                |
|---------|---------------------|
| ダイオキシン類 | ダイオキシン類対策特別措置法に示す方法 |

### 4 計量証明書の提出

- ・検査終了後、その都度速やかに報告書(計量証明書等)を作成し、2部提出すること。
- ・報告書はMLAPとして提出すること。
- ・採取時の写真等を併せて提出すること。